

### **332 複合地区第70回年次大会 代議員会議事規則**

1. 332 複合地区第 70 回年次大会は、大会に参加した複合地区内現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成する。  
その他の会員および同伴者は大会に参加できるが、発言したり投票したりする事はできない。
2. 代議員のうちクラブ代議員の資格は、クラブ会長が署名した資格証明書を公式プログラムに記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、確認しなければならない。
3. 大会議長にはガバナー協議会議長、大会副議長には協議会副議長、大会幹事には協議会幹事、大会会計には協議会会計が当たる(※)。大会議長に事故などがあったときは大会副議長がこれに当たり、大会副議長が欠けたときはあらかじめ定めた順に従って大会幹事がこれに当たる。(※ 332 複合地区慣例による)
4. 議長は下記の委員会を設け、代議員の所属を定め、委員長および副委員長（さらに必要な場合は顧問）を任命する。
  - (1) 資格審査委員会（協議会議長が委員長を務める）
  - (2) 議事運営委員会
  - (3) 国際理事立候補者推薦委員会
  - (4) 決議委員会
5. 各委員会の委員長はその議事を主導し、審議結果を大会に報告する。
6. 決議はすべて出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。クラブの構成員が投票できないときには、補欠がこれに代わる。
7. 国際理事立候補者推薦については、国際理事立候補者推薦手続規則による。
8. 議案は、あらかじめ文書をもって各地区ガバナーを経由してガバナー協議会に提出する。ガバナー協議会はこれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催 2 週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席したすべての代議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
9. 議事手続きは代議員会議事運営要項による。これに定めない場合は一般議事慣習による。